

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に採用され、金型の設計業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日から取引先へ納入したモールド装置及びそれに搭載する金型の修正作業のため、Eへ同僚3名と共に出張していたところ、同年〇月〇日宿泊先ホテルの自室内で倒れているところを発見され、F病院に救急搬送され「くも膜下出血」と診断された。その後、請求人は「細菌性髄膜炎及び脳膿瘍等」を合併したとして、帰国後G病院に転院し入院加療となった。なお、会社関係者によると、同出張は同年〇月末までの予定であったが、取引先の都合により同年〇月〇日までに変更されたものである。

請求人は、請求人に発症した傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した傷病が業務上の事由に基づくものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) H医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「請求人は、平成○年○月○日午前○時過ぎ頃(推定)、右内頸動脈後交通動脈動脈瘤破裂によりくも膜下出血を発症したものと判断する」と述べている。当審査会としては、F病院及びG病院において、請求人に対して施行された治療内容及びその経過から、H医師の意見は妥当であり、請求人は、平成○年○月○日午前○時過ぎ頃に「くも膜下出血」(以下「本件疾病」という。)を発症したものと判断する。

(2) ところで、脳血管疾患の業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長は「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと判断し、以下、認定基準に基づいて、特に請求代理人が主張する事由について検討する。

(3) 請求代理人は、請求人の業務による過重負荷について、海外(I)出張の業務は過重であるなどと主張しているため、検討したところ、以下のとおりである。

ア 請求代理人は、過去の裁判所での認定例を根拠に、平成○年○月○日からのI出張の業務は生活環境等の違いによる影響から過重である旨を主張している。しかしながら、請求代理人が根拠とする認定例は、労働者のキャリア、出張期間及び出張地域など請求人の場合とは事情が大きく異なり比較できる

ものではないことから、請求代理人の主張は採用できない。

イ また、請求代理人は、I出張中の業務内容も十分に過重であった旨も主張している。そこで、発症に近接した時期における業務内容をみると、請求人は、Iにある会社のJ工場（以下「現地法人」という。）又は取引先であるK（以下「取引先」という。）の施設内において、同僚及び現地法人の作業員らと共に、国内において従事する設計業務と同様に金型装置の修正作業、修正作業後の製品の確認等を行っているものであり、作業環境等において国内での業務と異なる作業は認められない。この点について、請求人の上司であるLは、要旨、請求人は、取引先において納品した装置及びそれに搭載される金型の修正を行っていたもので、その作業は経験があれば難しいものではなく、また、複数で作業を行っているので、身体的、精神的に負担がかかるものではない、旨申述しており、また、請求人と同じ金型設計課に所属するMは、要旨、請求人が倒れる前に行っていた業務は、請求人が以前から通常行っていたものの一つであったことから、特に身体的、精神的に負荷がかかるものではなかった、旨申述している。以上のおり、会社関係者の申述からも、出張時における請求人の業務内容に過重性は認められないものである。

さらに、請求代理人は、取引先等への移動が過重であった旨を主張している。そこで、請求人の発症前1週間（平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日）についての移動状況をみると、全4回取引先への移動が認められるものの、移動手段はタクシーか同じJ内にある現地法人の車であり、移動時間も30分程度とされ、請求人自らが車を運転したという事実も認められない。したがって、請求人の移動実態においても過重性は認められない。

以上のおり、当審査会としては、請求人にとって、同I出張中の業務が過重な負担となっていたとは判断し得ず、本件疾病の発症に近接した時期において特に過重な業務に従事したものと認められないものと判断する。なお、請求代理人は、平成〇年〇月〇日に、請求人が会社を出発しA空港、N空港を経て宿泊ホテルに到着するまでの移動時間等についても過重である旨主張しているが、上記評価に影響しない。

ウ 請求代理人は、請求人が4度にわたって連続出張し、その繰り返しによりストレスが蓄積されたことを考慮すべき旨を主張している。そこで、請求人の発症前6か月間の出張状況を確認すると、請求人には、平成〇年〇月〇日

から平成〇年〇月〇日までの6か月間に4度、34日間の出張実績が認められる。しかしながら、平成〇年〇月〇日の出張は、Pへの日帰りでの新幹線による国内移動であることからすれば、連続した出張の繰り返しとまでは到底いえず、後の3度の出張先も同じ取引先である。したがって、出張の連続性は認められず、発症前6か月間の出張先、出張回数、出張日数の点においても過重であると認めることはできないものであり、当審査会としては、長期間にわたる出張の繰り返しにより請求人のストレスが蓄積したとの請求代理人の主張は認められない。

エ 請求代理人は、請求人がI出張中は「ホテル住まい」であったことから、発症後の発見が遅れ、本件疾病が重症化した旨も主張する。しかしながら、労災保険法に定める労働者への保護（保険給付）は、本件疾病の発症が業務に起因したものと認められるか否かの視点において判断するものであり、請求人の主張は、当審査会の判断の限りではないことを付言する。なお、請求人は、発症の前々日である〇月〇日に目の痛みで休業したにもかかわらず、その日の夜に飲酒し、発症の前日である〇月〇日の夜にも飲酒し朝帰りしている状況に照らしてみると、当審査会としては、業務に従事したことによる発見の遅れがあったとまではいえないものと判断する。

以上のおりであり、当審査会としては、請求人の出張業務が過重である旨の主張は認められないものと判断する。

(4) したがって、決定書理由第2の2の(2)のイからエまでに説示しているように、発症直前から前日までの間における異常な出来事への遭遇は認められず、発症に近接した時期及び発症前長期間にわたって、特に過重な業務に従事していたとも認められないものと判断する。

3 以上のおりであるので、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。